

芦屋市空き家活用支援事業

空き家を活かしてみませんか
空き家のリフォーム費用を助成します

住まう

- 芦屋で暮らしたい
- 新しい暮らしがしたい

働く

- IT 関連事業をしたい
- 地域に根差した飲食店を開きたい

集う

- 自治会の集会所が欲しい
- 住民との交流拠点に活用したい

《問い合わせ先》 芦屋市 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課
電話 0797-38-2721

事業の内容

芦屋市では、空き家や空き住戸のストックを地域コミュニティ活動のために活用することや、若年・子育て世帯などが芦屋市へ移住・定住することを目的に活用する方に対し、改修費の一部を補助します。

対象者	空き家を活用する者 (ただし、住宅として活用するために改修を行う不動産販売を業としている者又は不動産貸付を業としている法人はこの限りではありません。)
対象建築物	一戸建ての空き家・共同住宅の空き住戸 (① 築 20 年以上 ② トイレ等の水回り設備を 10 年以上更新していない ③ 空き家期間が 6 か月以上 ④ 一定の耐震性を確保 (旧耐震の場合))
対象区域	市街化区域 ^{※1} (市街化調整区域は兵庫県で同様の補助があります。)
対象経費	改修費
補助タイプ	住宅型 (一般世帯型・若年子育て型)、事業所型、地域交流拠点型
補助金額	裏面のとおり
募集期間	11 月末まで (先着順で補助予算がなくなるまで)

※1 市街化区域とは奥池町、奥池南町、奥山 (城山・剣谷) を除く市域です

利用にあたっての注意事項

- ・ 事業完了後、工事を実施した住宅の管理状況及び入居状況等について、事業完了後の 1 年目、4 年目、7 年目、10 年目に市に報告する必要があります。
- ・ 本事業活用後、改修した建物を 10 年以上活用することが必要です。
- ・ 本事業の申請を行い、市から交付決定を受けた後に工事の契約及び工事着工してください (事前着工した場合、補助金は出せません。)
- ・ 都市計画法、建築基準法その他法令を順守してください。
- ・ 詳細については、芦屋市空き家活用支援事業補助金交付要綱をご確認ください。

補助タイプ・補助金額

①住宅型

- ・ 補助対象事業費が 100 万円未満の場合は対象外です。
- ・ 若年世帯とは、夫婦の満年齢の合計が 80 歳未満の世帯です。
- ・ 子育て世帯とは、子ども (18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者) 又は妊娠している者が同居している世帯です。
- ・ 両世帯とも自己居住用の住宅として空き家を取得する必要があります。
- ・ 一般世帯とは若年世帯、子育て世帯以外の世帯を指します。

区分	補助対象事業費	一戸建ての住宅		共同住宅	
		一般	若年・子育て世帯	一般	若年・子育て世帯
補助金額	100 万円以上 150 万円未満	40 万円	60 万円	40 万円	60 万円
	150 万円以上 200 万円未満	60 万円	85 万円	60 万円	85 万円
	200 万円以上 250 万円未満	75 万円	110 万円	65 万円	100 万円
	250 万円以上 300 万円未満	90 万円	135 万円		
	300 万円以上	100 万円	150 万円		

②事業所型

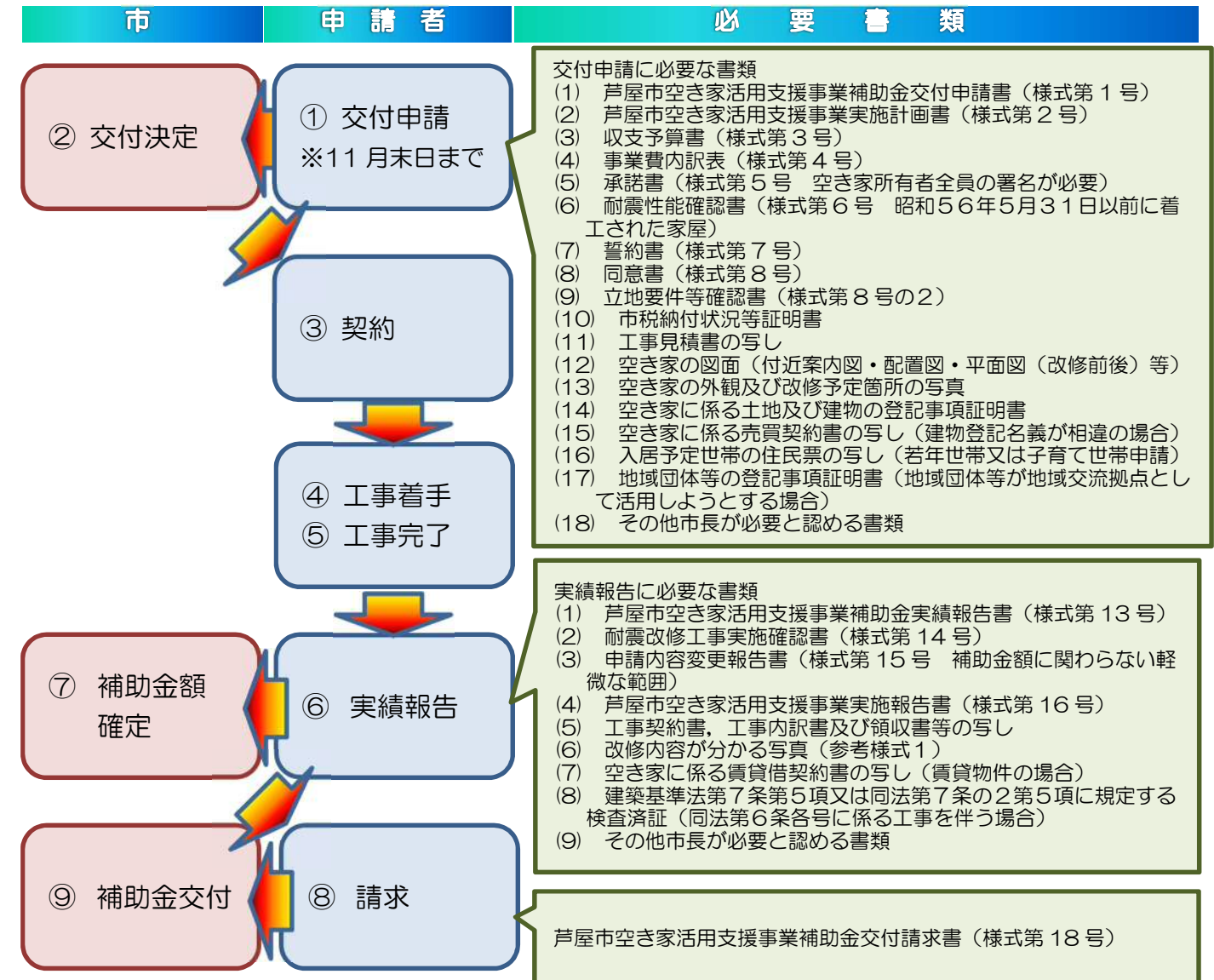
・補助対象事業費が150万円未満の場合は対象外です。

区分	補助対象事業費	一戸建ての住宅	共同住宅
補助金額	150万円以上 200万円未満	60万円	60万円
	200万円以上 250万円未満	75万円	75万円
	250万円以上 300万円未満	90万円	90万円
	300万円以上 350万円未満	110万円	110万円
	350万円以上 400万円未満	125万円	115万円
	400万円以上 450万円未満	140万円	
	450万円以上	150万円	

③地域交流拠点型

・補助対象事業費が100万円未満の場合は対象外です。

区分	補助対象事業費	一戸建ての住宅	共同住宅
補助金額	100万円以上 200万円未満	75万円	100万円
	200万円以上 300万円未満	150万円	
	300万円以上 400万円未満		200万円
	400万円以上 500万円未満	250万円	
	500万円以上 600万円未満		300万円
	600万円以上 700万円未満	350万円	
	700万円以上 800万円未満		350万円
	800万円以上 1,000万円未満	450万円	
	1,000万円以上	500万円	



芦屋市空き家活用支援事業に関する要綱及び申請書類については、下記のホームページでダウンロードをお願いします。

芦屋市 空き家 検索

